

【『2024年版通関士試験合格ハンドブック』 正誤表】

更新日	ページ	誤	正
1月31日	P.132 解答解説 (2)	イ ③5年	イ⑤10年
1月31日	P.290 下から2行目	ただし、減額更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、 <b>裁定</b> 若しくは判決による原処分の異動があったときは、～	ただし、減額更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、 <b>決定</b> 若しくは判決による原処分の異動があったときは、～
1月31日	P.292 まとめ (重要) 赤枠図内	期限後 <b>特別</b> 申告を行った場合の無申告加算税率	期限後 <b>特例</b> 申告を行った場合の無申告加算税率
3月5日	P.657 選択肢	①4202111001 ②420211200E ③4202112003	① <b>4202211101</b> ② <b>420221200E</b> ③ <b>4202212103</b>
3月5日	P.660～662 実行関税率表		添付の表へ差替え
3月5日	P.663	(1) のハンドバッグ ～したがって、4202.11-100-1に該当することがわかる。 (2) のハンドバッグ ～ので、4202.11-200-3に該当することがわかる。 (3) のハンドバッグ ～したがって、4202.11-200-3に該当することがわかる。	(1) のハンドバッグ ～したがって、 <b>4202.21-110-1</b> に該当することがわかる。 (2) のハンドバッグ ～ので、 <b>4202.21-210-3</b> に該当することがわかる。 (3) のハンドバッグ ～したがって、 <b>4202.21-210-3</b> に該当することがわかる。
3月19日	P.273 1行目	(例3) 納期限の延長があった場合で、延滞税納付後、修正申告を行った場合の延滞税の計算をしてみよう。	(例3) 納期限の延長があった場合で、 <b>関税の納付後</b> 、修正申告を行った場合の延滞税の計算をしてみよう。
5月15日	P.203 下から1行目	オ ⑤貨物を譲り受けた者	オ ⑥貨物を譲り渡した者
6月17日	P.680 上から12行目	これらのうち、文書により事前照会を行い、文書で回答があったものについては、その交付又は送達のあった日・・・	これらのうち、文書により事前照会を行い、文書で回答があったものについては、 <b>当該回答書の発出日</b>
6月17日	P.681 チェック問題 (1) ⑤上から1行目	その交付又は送達のあった日	<b>当該回答書の発出日</b>
6月17日	P.683 チェック問題 (1) ⑤上から1行目	その交付又は送達のあった日	<b>当該回答書の発出日</b>